

高等学校設置に係る制度上の主要要件

要件	高等学校設置基準	高等学校通信教育規程								
校舎設置	校舎の面積 第十三条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">収容定員</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">面積（平方メートル）</th></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">一二〇人以下</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">1200</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">一二一以上四八〇人以下</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">$1200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">四八一人以上</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">$3360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$</td></tr> </table>	収容定員	面積（平方メートル）	一二〇人以下	1200	一二一以上四八〇人以下	$1200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$	四八一人以上	$3360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$	第八条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
収容定員	面積（平方メートル）									
一二〇人以下	1200									
一二一以上四八〇人以下	$1200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$									
四八一人以上	$3360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$									
運動場の面積 第十四条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。	国規定なし (沖縄県私立高等学校通信制課程審査基準では、実験・実習等のための施設及び体育の授業に必要な運動場又は体育館を備えることとする旨規定。)									
校舎に備えるべき施設 第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 教室（普通教室、特別教室等とする。） 二 図書室、保健室 三 職員室 <p>2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。</p>	第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 一 教室（普通教室、特別教室等とする。） 二 図書室、保健室 三 職員室 <p>2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。</p>									
その他の施設 第十六条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。	国規定なし (沖縄県私立高等学校通信制課程審査基準では、実験・実習等のための施設及び体育の授業に必要な運動場又は体育館を備えることとする旨規定。)									
他の学校等の施設及び設備の使用 第十八条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。	第十二条 実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。									

要件	高等学校設置基準	高等学校通信教育規程
教職員	校長等	(学校教育法) 第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
	教諭の数等	<p>第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。</p> <p>3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</p>
	養護教諭等	第九条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。
	実習助手	第十条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。
	事務職員の数	第十二条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。
生徒数	定員	規定なし
	授業毎	<p>第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</p>